



恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画 (原案)

〈計画期間〉

令和8年度～令和12年度

令和8年 月

恵 庭 市

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

目 次

第1章 計画の基本的事項

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の経緯 | 3 |
| 2 | 計画の位置付け | 4 |
| 3 | 計画の範囲 | 4 |
| 4 | 意見の反映等 | 4 |
| 5 | 計画の期間 | 4 |

第2章 これまでの主な取組状況

| | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 推進体制の整備に関する取組 | 5 |
| 2 | 情報の収集及び提供に関する取組 | 5 |
| 3 | 児童等の安全の確保に関する取組 | 6 |
| 4 | 高齢者、障がい者及び外国人の安全の確保に関する取組 | 6 |
| 5 | 消費者被害の防止に関する取組 | 6 |
| 6 | 犯罪被害者等への支援に関する取組 | 7 |
| 7 | 生活環境の整備に関する取組 | 7 |
| 8 | 安全教育の充実に関する取組 | 7 |

第3章 犯罪及び交通事故等の現状と課題

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 犯罪件数 | 8 |
| 2 | 不審者情報件数 | 10 |
| 3 | 特殊詐欺被害件数 | 10 |
| 4 | 消費生活相談件数 | 12 |
| 5 | 交通事故発生件数 | 13 |
| 6 | 安全で安心なまちづくりの評価と課題 | 15 |

第4章 計画の基本目標と重点目標

| | | |
|---|------|----|
| 1 | 基本目標 | 16 |
| 2 | 重点目標 | 16 |

第5章 それぞれの役割

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 市民の役割 | 17 |
| 2 | 地域活動団体の役割 | 17 |
| 3 | 事業者等の役割 | 17 |
| 4 | 市の役割 | 17 |

第6章 計画の基本施策

| | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 推進体制の整備 | 18 |
| 2 | 情報の収集及び提供 | 18 |
| 3 | 児童等の安全の確保 | 19 |
| 4 | 高齢者及び障がい者の安全の確保 | 19 |
| 5 | 消費者被害の防止 | 19 |
| 6 | 犯罪被害者等への支援 | 20 |
| 7 | 生活環境の整備 | 20 |
| 8 | 安全教育の充実 | 21 |
| 9 | その他 | 21 |

第7章 計画の推進

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 実行委員会の運営 | 22 |
| 2 | 庁内推進体制の整備 | 22 |
| 3 | 計画の見直し | 22 |
| 4 | 計画の進行管理 | 22 |

資料

| | |
|-------------------------------|----|
| 惠庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例 | 23 |
| 惠庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱 | 25 |
| 惠庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿 | 27 |
| 惠庭市暴力団排除条例 | 28 |
| 交通安全確保に関する宣言 | 31 |
| 防犯都市宣言 | 31 |

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の経緯

急激な社会環境の変化に伴い、人々の価値観や生活様式の多様化が進み、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっています。また、災害や凶悪犯罪、交通事故が連日のように報道されており、日常生活の安全・安心に対する市民の関心が高まっています。

こうした社会状況の中、犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現は、恵庭市民すべての願いであり、豊かな市民生活及び社会経済活動の基盤となるものです。

恵庭市では、これらを具体化するため、市民生活における「安全」「安心」についての基本姿勢を明確にし、町内会などをはじめとするコミュニティの社会的な醸成を図るとともに、地域の自主的な活動の促進及び市民の安全意識の高揚を図ることを目的に、平成21年（2009年）12月29日に「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を施行し、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（平成23年度から平成27年度）」を策定しました。その後、この計画をさらに推進するため「恵庭市暴力団排除条例」を平成27年（2015年）4月1日に施行し、市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止するとともに、複雑かつ巧妙化する振込め詐欺や特殊詐欺などの消費生活被害の防止のほか、危険かつ悪質な飲酒運転や高齢者による交通事故の増加などの新たな課題を踏まえ、平成28年（2016年）1月に「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（平成28年度から平成32年度）」を、令和3年（2021年）3月に「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（令和3年度から令和7年度）（以下「第3次計画」という。）」をそれぞれ策定しました。

この間、私たちの社会は、新型コロナウイルス感染症の流行というかつてない危機に直面する中で、安全で安心な暮らしを維持・向上させるため、特殊詐欺や地域犯罪の増加、交通事故のリスクなど地域の安全を脅かす課題にも多角的に対応してきました。

コロナ禍において、人ととの接触が制限される中で、電話やメールを使った特殊詐欺や詐欺的通販被害が急増し、巧妙化する犯行手口で高齢者が狙われるケースが後を断ちません。

これに対して、デジタル技術を活用したSNSやメール配信サービスによる詐欺情報や防犯情報の発信、地域や行政、関係機関が連携した啓発の実施、特殊詐欺等防止対策機器導入の促進などに取り組んできました。また、空き巣や自転車盗、万引きなど身近な犯罪も依然として多発しており、これに対しては、地区防犯協会による防犯パトロールの強化、公共空間防犯カメラの設置補助、通学路の安全点検などを実施してきました。

交通事故の発生件数は、コロナ禍で行動制限もあり減少傾向が続いておりましたが、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進むにつれ発生件数も増加しており、今まで以上に市民の安全・安心を確保する交通事故防止の取組を継続していく必要があります。

このようなことから、第3次計画が終了することを受け、第3次計画の評価と検証を行った上で、安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ効果的に推進するため、第4次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」第8条第2項の規定に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現するための具体的な施策を効果的に実施するため策定したものであり、この計画を基に、市民、地域活動団体、事業者等、市及び関係行政機関と協働して各種施策を実施するものとします。

3 計画の範囲

「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」では、「防犯」及び「交通安全」について基本理念を規定しています。

犯罪や交通事故の形態は様々ですが、犯罪等が起きないようする「予防」と、犯罪等が発生した後の「対応」があります。この計画では、防犯・交通安全上、特に配慮が必要な高齢者や子どもなどを中心として、犯罪や交通事故を未然に防止するための「予防」に関する取組をこの計画の範囲とします。「対応」については、主に警察等の捜査機関が担うことになりますが、必要に応じて関係機関と連携することとします。

なお、「交通安全」に関しては、恵庭市では昭和46年より「恵庭市交通安全計画」を5年ごとに策定しており、その計画に基づき、各種交通安全施策を推進しております。

また、災害、建築物及び環境保全などの「安全・安心」に関する内容については、個別の法令や条例などにより体系化された施策による推進が図られていることを踏まえ、それを基に推進していくこととします。

4 意見の反映等

この計画は、市の犯罪・交通情勢等を踏まえ、市民をはじめ関係する機関の代表者等からなる「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」において内容を検討し、また、パブリックコメント等による意見なども参考にして策定しています。

5 計画の期間

この計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年を原則としますが、計画期間の途中でも、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 これまでの主な取組状況

1 推進体制の整備に関する取組

【主な取組】

- 安全で安心なまちづくり実行委員会の開催
 - ・安全で安心なまちづくり推進計画の策定
(令和2年度～令和7年度)
 - ・安全で安心なまちづくり推進方策(毎年度)の策定

2 情報の収集及び提供に関する取組

【主な取組】

- 市ホームページ、恵庭市公式LINE、メール配信サービス(不審者情報)、FM放送による情報発信(随時)
- 千歳警察署ホームページ、北海道警察公式アプリ「ほくとポリス」による情報提供(随時)
- 春夏秋冬4期40日の交通安全運動セーフティコール
- 交通事故抑止パトライ特作戦(毎月15日「道民交通安全の日」他随時)
- 秋の全国交通安全運動 特別講演会
 - ・令和5年度 講演テーマ:『被害の視点からの命の尊厳(交通死傷ゼロ)と社会正義』
- 「交通事故抑止市民大会」の開催 ※令和2年～令和5年:中止
 - ・令和6年度 講演テーマ:『悲劇をなくすために』
- 運転免許証自主返納出張窓口の開設(年12回)
- 高校と連携した自転車安全運転指導(恵庭北高校・恵庭南高校)
- 自転車シミュレーター・ドライブシミュレーターを活用した交通安全講習
- 飲酒運転根絶の日啓発、居眠り防止・飲酒運転根絶啓発の実施
- 暴力追放街頭啓発、青色回転灯車による防犯パレード、歳末地域安全運動の実施
- 痴漢・盗撮撲滅キャンペーン、自転車盗被害防止啓発の実施



3 児童等の安全の確保に関する取組

【主な取組】

- 通学路の安全点検及び町内会への安全点検結果の情報提供
- 「不審者情報」の提供
- セーフティハウス 110番の設置
- 千歳警察署と交通安全児童指導員の協働による交通安全教室の開催
- 町内会、老人クラブ等による街頭指導（随時）



4 高齢者及び障がい者の安全の確保に関する取組

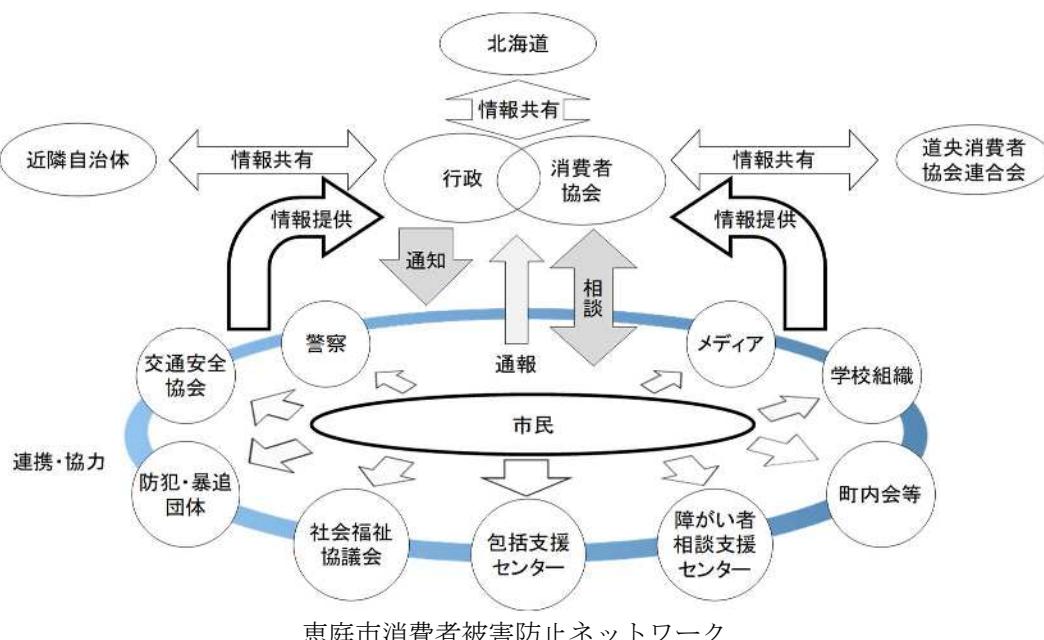
【主な取組】

- 老人クラブでの講話
- 高齢者向け交通安全パンフレット啓発
- 町内会での見守り活動（随時）
- 駐輪場等におけるポスターの掲示（多言語）
- 市ホームページにおける情報発信（多言語）の拡充

5 消費者被害の防止に関する取組

【主な取組】

- 消費生活相談の実施（相談員4名）
- 消費者被害防止ネットワークの推進（情報発信12回）
- 出前講座、消費生活展・パネル展の開催
- 特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金の推進
- 消費者被害防止セミナーの開催



6 犯罪被害者等への支援に関する取組

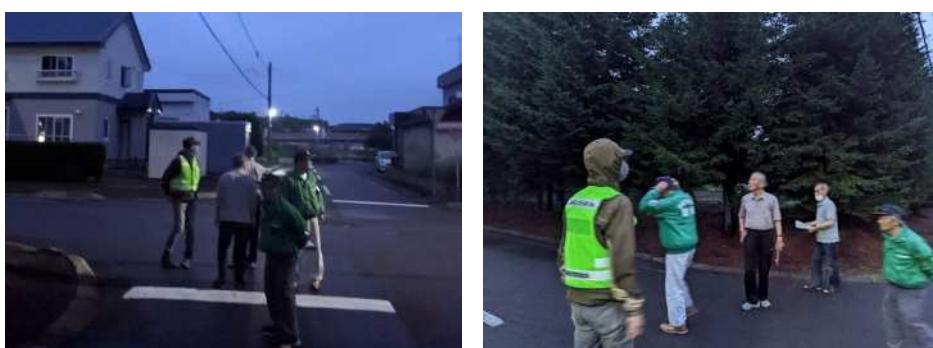
【主な取組】

- 相談、情報提供（隨時）
- 千歳・恵庭地区被害者支援連絡協議会の開催

7 生活環境の整備に関する取組

【主な取組】

- 街路灯の点検
- 交通信号機等の設置要望
- 防犯カメラ設置補助制度の推進（累計20台）
- 町内会への防犯灯新設要望調査、現地確認、新設・廃灯工事



8 安全教育の充実に関する取組

【主な取組】

- 町内会・老人クラブでの防犯教室
- 自転車乗車時のヘルメット着用の推進強化
- 交通安全児童指導員による交通安全教室



第3章 犯罪及び交通事故等の現状と課題

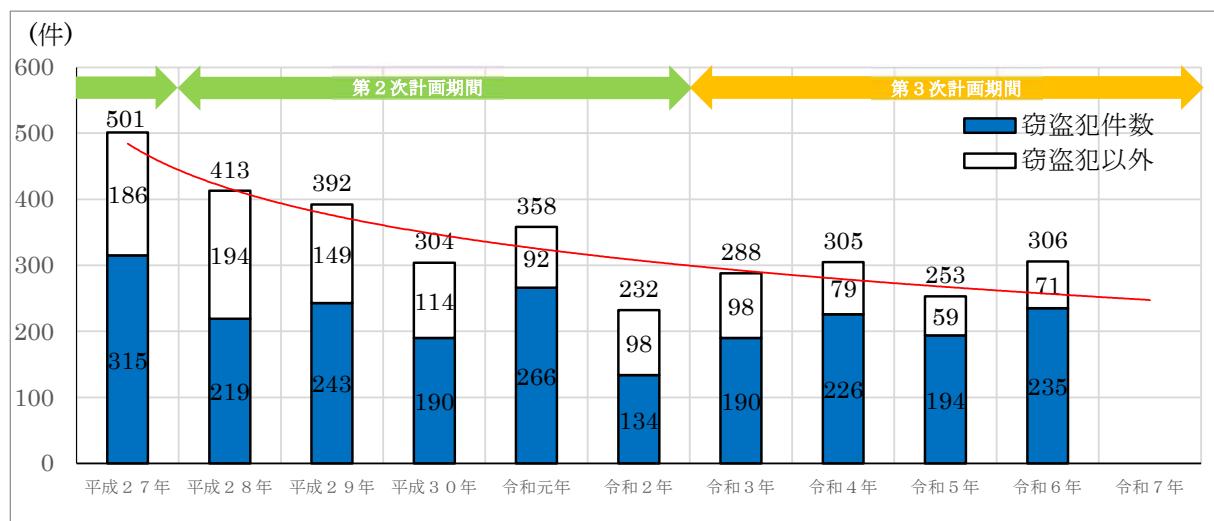
1 犯罪件数

犯罪発生件数について、ここ数年、横ばいで推移しておりましたが、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進むにつれ刑法犯罪の総数は増加しており、特に窃盗犯の件数が大きく増加しております。窃盗犯の大半を自転車盗が占めており、発生場所も駅周辺での発生が多く無施錠の自転車が狙われていることから防犯登録と2つの鍵（ツーロック）等の盗難被害防止対策が必要です。

また、重要犯罪も増加傾向にあり、安全で安心なまちづくりを実現するためにも状況に応じた犯罪抑止対策の継続と犯罪被害者等に対する支援や関係団体との連携・協力が必要です。

恵庭市の刑法犯罪件数の推移

資料：北海道警察



恵庭市の犯罪発生認知件数

資料：北海道警察

| | 刑法犯罪 総 数 | 刑法犯罪内訳 | | | | | | 重 要 犯 罪 | 重 要 窃 盜 犯 |
|------|-------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|-----------------------|
| | | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | | |
| 令和2年 | 232 | 0 | 42 | 134 | 11 | 5 | 40 | 0 | 8 |
| 令和3年 | 288 | 1 | 40 | 190 | 11 | 6 | 40 | 6 | 7 |
| 令和4年 | 305 | 1 | 32 | 226 | 14 | 5 | 27 | 3 | 25 |
| 令和5年 | 253 | 4 | 27 | 194 | 6 | 1 | 21 | 5 | 21 |
| 令和6年 | 306 | 4 | 24 | 235 | 9 | 7 | 27 | 9 | 19 |

※重要犯罪～殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐、人身売買、不同意わいせつ

*令和5年7月13日 刑法の一部が改正されたことに伴い、罪名「強制性交等」を「不同意性交等」、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更している。

※重要窃盗～侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり

※犯罪発生認知件数は警察で被害届が受理された件数であり、犯罪被害の相談なども含めると数値以上の件数となります。

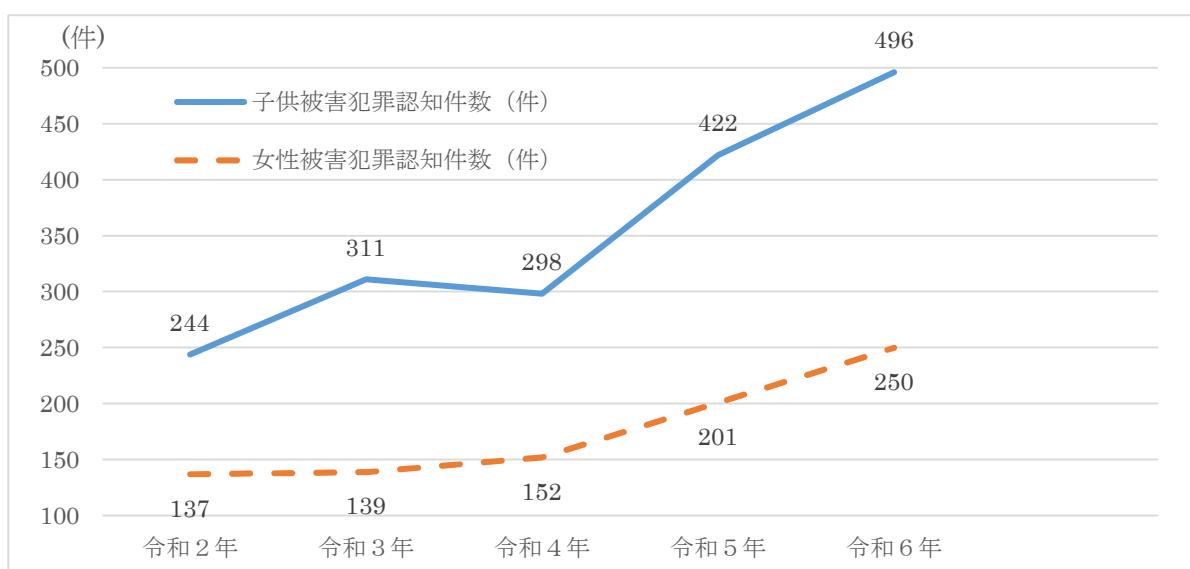
(参考) 道内における犯罪発生認知件数

資料：北海道警察

| 刑法犯罪 総 数 | 刑法犯罪内訳 | | | | | | 重 罪 要 犯 | 重 犯 要 犯 |
|-------------|--------|-----|-------|--------|-------|-----|------------|------------|
| | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | | |
| 令和 2 年 | 18,467 | 135 | 2,444 | 11,444 | 684 | 509 | 3,251 | 306 1,469 |
| 令和 3 年 | 18,429 | 135 | 2,836 | 11,115 | 810 | 429 | 3,104 | 292 1,240 |
| 令和 4 年 | 19,604 | 169 | 3,134 | 11,829 | 1,147 | 427 | 2,898 | 347 974 |
| 令和 5 年 | 22,232 | 228 | 3,468 | 13,949 | 990 | 519 | 3,078 | 462 1,131 |
| 令和 6 年 | 22,714 | 271 | 3,301 | 14,247 | 1,208 | 853 | 2,834 | 522 1,014 |

(参考) 道内における子供被害犯罪及び女性被害犯罪認知件数

資料：北海道警察



道内全体の犯罪発生認知件数は、過去 5 年間では増加傾向にあります。特に窃盗犯が大きく増加しており、特に自転車の盗難が多発しております。無施錠の自転車被害が半数以上を占めており、その多くが児童・生徒等（小学生、中学生、高校生、大学生及び専門学生）の被害となっております。

また、子どもや女性の被害認知件数は、これまで横ばいで推移していたものの令和 4 年から著しく増加しておりますが、子ども・女性被害犯罪の検挙率はおおむね 8 5 %以上の高い水準を維持しております。

2 不審者情報件数

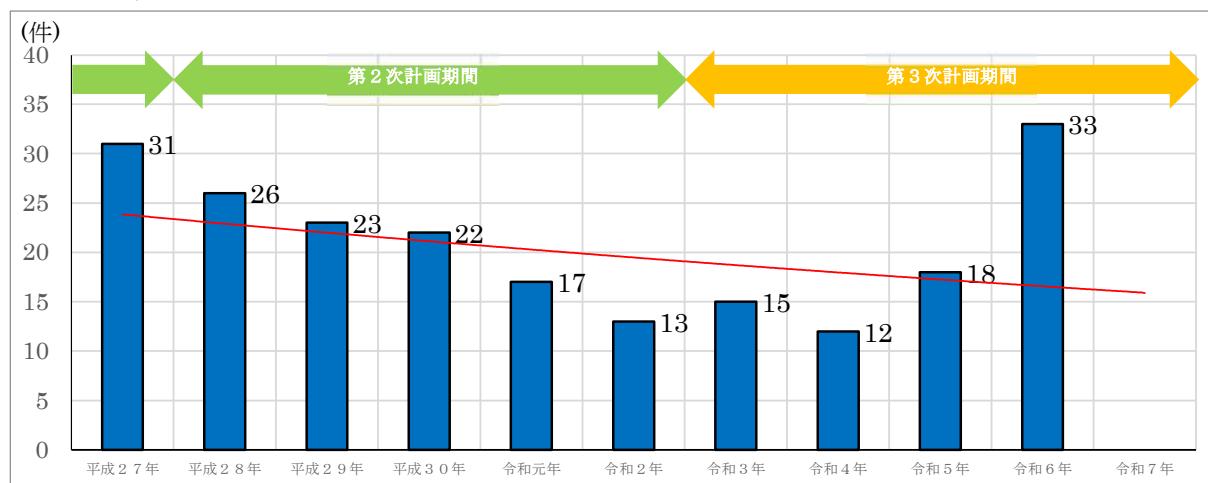
不審者情報件数について、これまで減少傾向にありましたが、令和5年度から増加傾向に転じており、特に不自然な挙動をする者に係る不審者の発生件数が大きく増加しております。

発生場所については駅周辺での発生が多く、子どもや女性等の被害を未然に防止し重大事件に発展しないよう、今後も警察によるパトロール活動と合わせ、関係機関や各地区防犯協会による駅・学校周辺など不審者発生多発地区での継続的な巡回が必要です。

また、緊急避難場所としての「こどもセーフティハウス」の協力依頼や制度周知の強化、交通安全指導員や町内会、保護者並びに教職員が連携を強め、登下校時を重点とした見守り活動の強化、防犯カメラ等の設置による犯罪抑止により犯罪リスクの低減に向けた取組を進めるほか、不審者出没情報を元にした重点的なパトロール活動の実施が必要です。

恵庭市の不審者情報の推移

資料：恵庭市教育委員会



恵庭市における不審者・変質者との遭遇状況

資料：恵庭市教育委員会

| | 声かけ | 追尾 | 写真撮影 | わいせつ | 痴漢 | その他 | 合計 |
|-------|-----|----|------|------|----|-----|----|
| 令和2年度 | 4 | 3 | 0 | 3 | 1 | 2 | 13 |
| 令和3年度 | 5 | 4 | 2 | 3 | 1 | 1 | 15 |
| 令和4年度 | 7 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 12 |
| 令和5年度 | 13 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 18 |
| 令和6年度 | 18 | 5 | 0 | 0 | 0 | 10 | 33 |

※ 数値は恵庭市教育委員会に報告のあった件数のみを記載

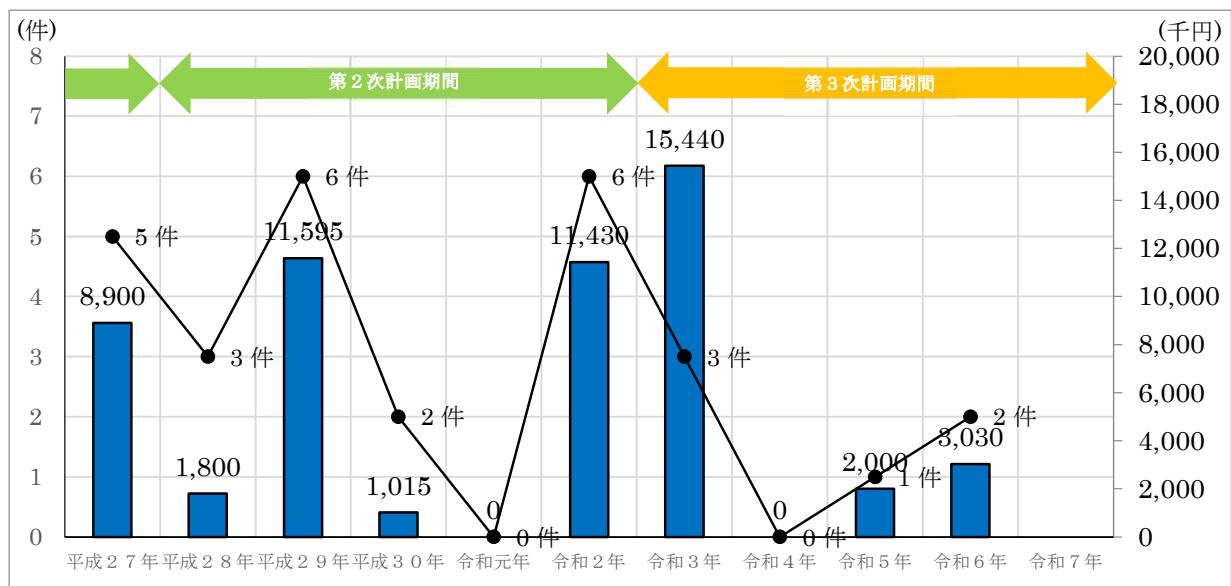
3 特殊詐欺被害件数

特殊詐欺被害について、令和4年に発生はなかったものの、令和5年に200万円を騙し取られる詐欺被害が1件発生し、令和6年にも2件発生し合わせて303万円を騙し取られる詐欺被害が発生しております。

社会情勢の変化等に応じて犯行手口の巧妙化・多様化が進んでいることから、引き続き、金融機関等と連携したセミナーの開催や消費者被害防止ネットワークを活用した情報発信、特殊詐欺防止対策機器等の設置補助を継続するほか、一人一人が被害に遭わないとため、有益な情報を発信する新たな手法が必要です。

恵庭市における特殊詐欺被害件数及び被害金額の推計

資料:千歳警察署



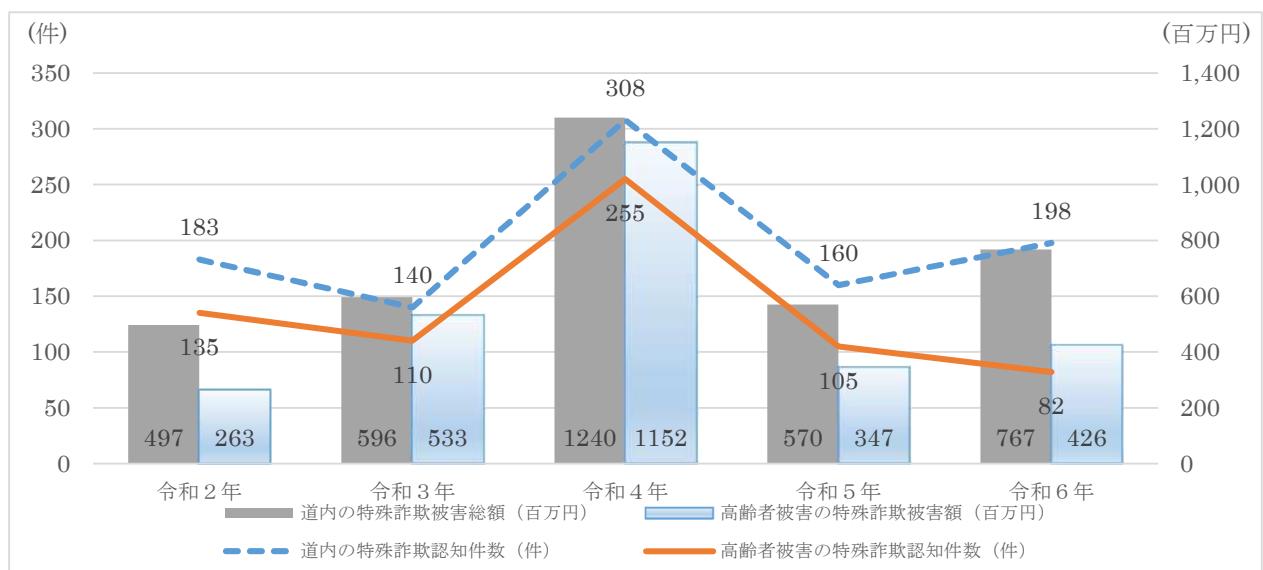
恵庭市における特殊詐欺被害件数の内訳及び被害金額

資料:千歳警察署

| | オレオレ詐欺 | 架空請求詐欺 | 融資保証詐欺 | 還付金等詐欺 | ギャンブル詐欺 | その他 | 合計 | 被害金額 (千円) |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|----|-----------|
| 令和2年 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 0 | 6 | 11,430 |
| 令和3年 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 15,440 |
| 令和4年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2,000 |
| 令和6年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 3,030 |

(参考) 全道及び道内高齢者被害の特殊詐欺認知件数及び被害額

資料:北海道警察



道内全体の特殊詐欺認知件数及び被害総額は、コロナ禍の令和4年に過去最高を記録するも過去5年間では横ばいで推移しています。これまで被害者の多くを高齢者が占めていましたが、若年層被害も増加しており、高齢者に限定せず幅広い層への取組が必要です。

4 消費生活相談件数

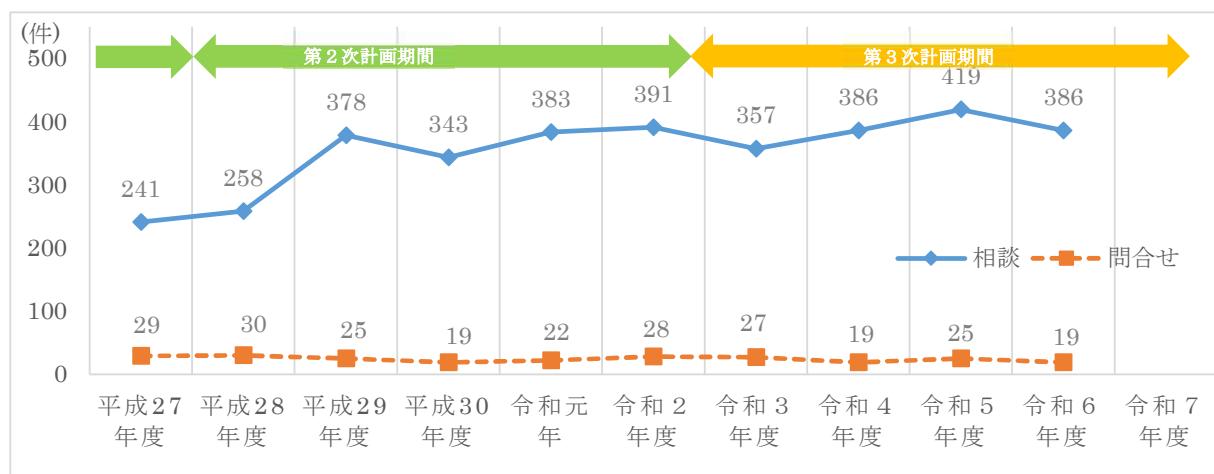
恵庭市の消費生活相談件数について、これまで横ばいで推移しておりましたが、令和6年度は前年度と比較し相談件数は減少しており、特に契約・金銭トラブルや通信販売等の相談の割合が大きく減少しております。

性別による相談件数では男性より女性が多く、年代別による相談件数では40代から70代の相談が全体の7割を占めております。また、令和4年の民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられましたことに伴い10代からの相談も増加しております。

これまでも消費者被害防止ネットワークを活用した情報発信や出前講座やパネル展などの啓発活動を実施しておりますが、引き続き、関係機関や団体等と情報共有を行うと共に、正しい情報と知識の普及・啓発、被害が発生した際の被害拡大防止など対策が必要です。

恵庭市における消費生活相談件数

資料：恵庭市



恵庭市における消費生活相談件数の内訳

資料：恵庭市

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|--------------------|------|------|------|------|------|
| 勧誘・訪問販売 | 40 | 28 | 40 | 40 | 39 |
| 契約・金銭トラブル | 67 | 96 | 91 | 101 | 73 |
| アダルトサイト・迷惑メール等トラブル | 23 | 22 | 19 | 10 | 13 |
| 通信販売 | 135 | 110 | 122 | 141 | 118 |
| 購入商品・修理の不満 | 17 | 16 | 16 | 18 | 24 |
| アパート入退去トラブル | 11 | 15 | 13 | 13 | 11 |
| 住宅工事・リフォームトラブル | 4 | 10 | 9 | 6 | 3 |
| 多重債務・借金・サラ金 | 5 | 2 | 7 | 8 | 11 |
| 架空請求 | 10 | 10 | 6 | 5 | 9 |
| その他 | 79 | 48 | 63 | 52 | 66 |
| 問合せ | 28 | 27 | 19 | 25 | 19 |
| 合 計 | 419 | 384 | 405 | 419 | 386 |

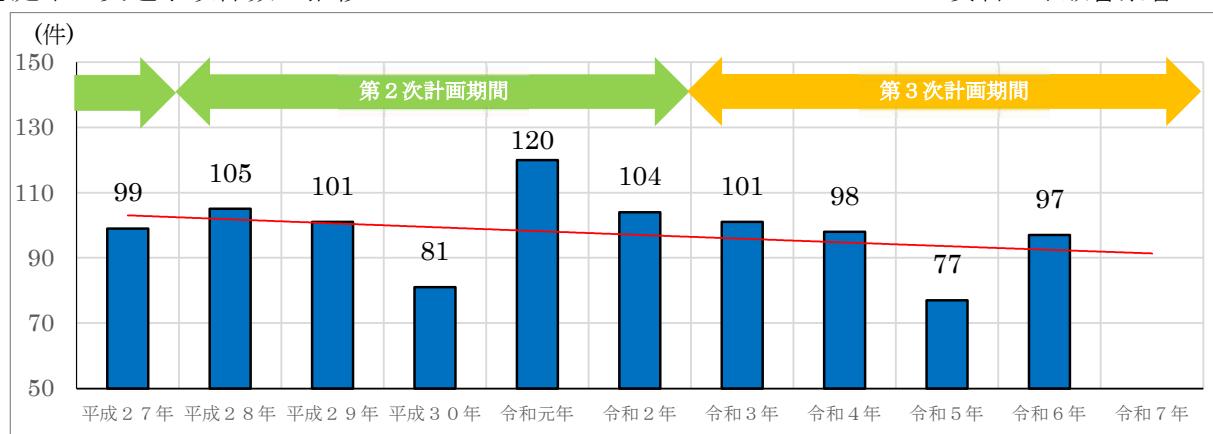
5 交通事故発生件数

恵庭市の交通事故の発生件数については、横ばいで推移しておりますが、死亡者数については、令和3年は発生がなかったものの、令和4年から令和6年まで各1名の方が亡くなられております。令和6年1月に発生した交通死亡事故以降、交通死亡事故は発生しておらず、交通死亡事故ゼロ日数を継続しております。

高齢者や自転車利用者の事故は、交通死亡事故に直結しやすい傾向にあることから、自転車や自動車の体験型シミュレータを活用した講習や運転免許証の自主返納の促進など、これまでの取組の効果が認められます。令和5年4月1日より改正道路交通法が施行され、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となり自転車乗車時にヘルメットを着用する方も増加しておりますが、依然として着用率は低調となっております。引き続き、関係機関・団体と連携し交通安全運動をはじめ各種広報啓発や体験型の交通安全教室の実施のほか、自転車乗車時のヘルメット着用率向上に向けた実行性のある取組が必要です。

恵庭市の交通事故件数の推移

資料：千歳警察署



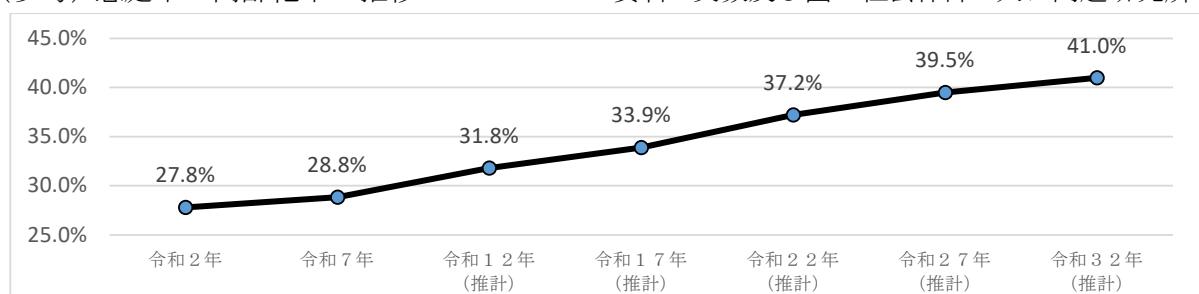
恵庭市における交通事故（人身事故）発生状況

資料：千歳警察署

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 発生件数 | 104 | 101 | 98 | 77 | 97 |
| 死亡者数 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 負傷者数 | 133 | 122 | 108 | 91 | 112 |

(参考) 恵庭市の高齢化率の推移

資料：実数及び国立社会保障・人口問題研究所



※ 高齢化率：65歳以上人口が総人口に占める割合

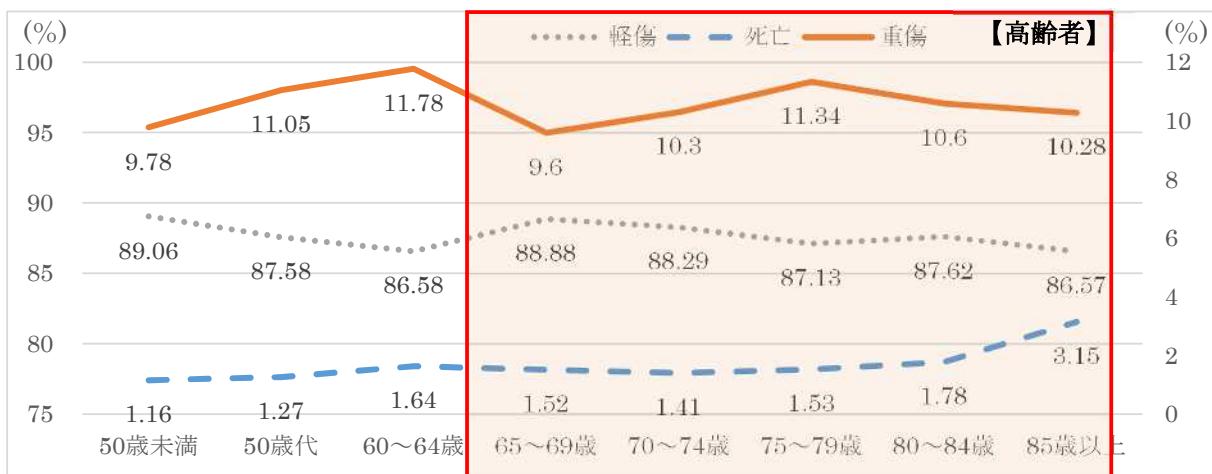
(参考) 道内における交通事故(人身事故)発生状況(過去5年間)

資料: 北海道警察

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 発生件数 | 7,898 | 8,304 | 8,457 | 9,082 | 8,743 |
| 死者数 | 144 | 120 | 115 | 131 | 104 |
| 負傷者数 | 9,043 | 9,598 | 9,785 | 10,601 | 10,297 |

(参考) 道内における事故内容別事故率(年齢層別:過去5年累計)

資料: 北海道警察

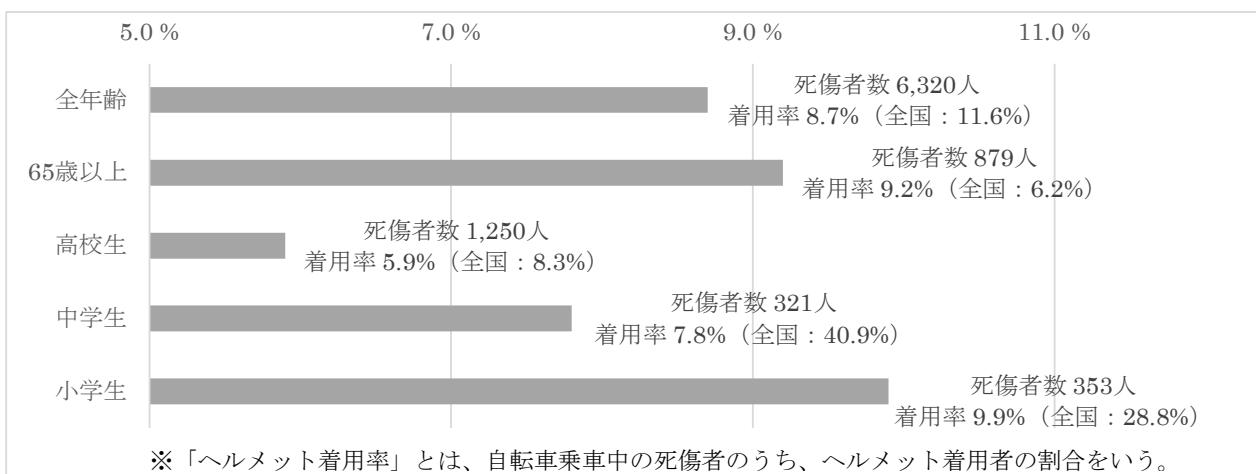


道内における各年齢層の交通事故に占める死亡・重傷・軽傷事故の割合(事故率)については、75歳以上の後期高齢者層が1当となる事故の死亡事故率が高くなっています。この結果から、高齢者が1当となる交通事故を発生させた場合、他の年齢層を比較すると死亡事故となる確率が高いと言えます。

※1当:交通事故当事者の内うち、過失の重い方又は過失が同程度の場合は人身損傷程度が軽い方を言う。

(参考) 道内における自転車乗車中死傷者の世代別ヘルメット着用率(令和2年～令和6年)

資料: 北海道警察



道内の自転車乗車中の死傷者全体におけるヘルメット着用率は8.7% (5年平均) にとどまっており、特に小学生及び中学生の着用率は全国と比べ低い状況。高齢者の着用率は全国平均を上回っている。

6 安全で安心なまちづくりの評価と課題

「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」に基づき、安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域社会が直面しているさまざまな課題に対して、的確かつ総合的な対応が求められています。近年、少子高齢化や地域のコミュニティの希薄化が進行する中で、防犯・交通といった分野において複合的な課題が顕在化しております。

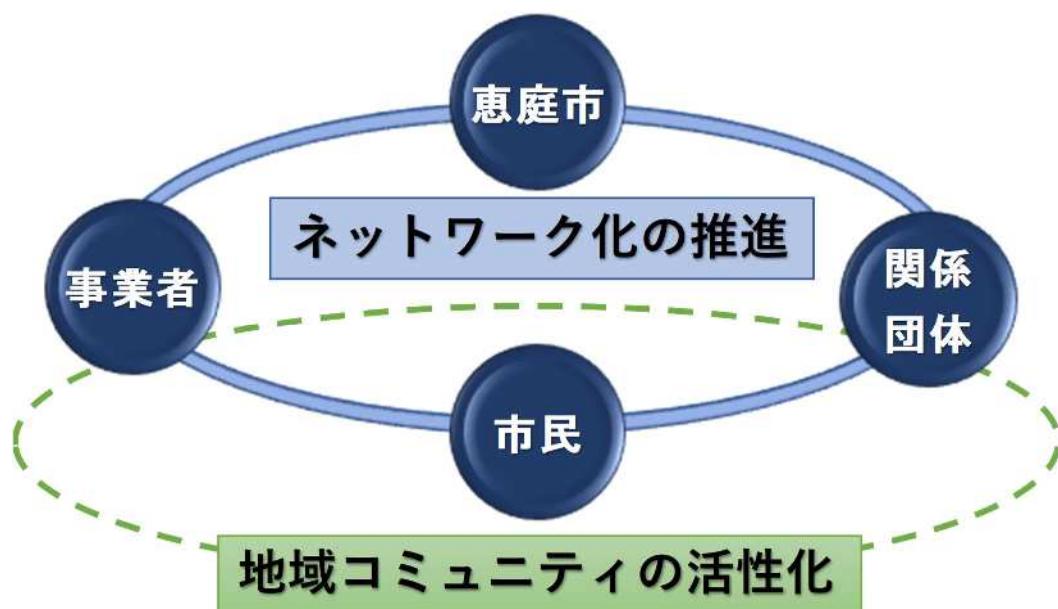
まず、高齢者の単身世帯や高齢夫婦世帯が増加する一方で、近隣とのつながりが弱まり、孤立や見守りの不足といったリスクが高まっています。こうした課題に対応するためには、町内会や行政、事業者など多様な関係者による連携体制の強化が必要です。

次に、子どもや高齢者が安心して暮らせる環境づくりのためには、通学路や住宅街の街路灯や防犯灯の整備、防犯カメラの設置、防犯パトロールの強化といった対策が求められています。

さらに、幹線道路と住宅地との接続部分では、見通しの悪さやスピード超過などにより交通事故のリスクがあり、特に高齢者や子どもが巻き込まれる事故の防止が重要となります。道路の整備だけでなく、地域住民への交通安全教育や啓発活動の充実が必要とされ、自転車利用者に対する安全指導も検討する必要があります。

加えて、人口が増加している恵庭市においても町内会への加入率や地域活動への参加率が低下傾向にあり、防犯・交通安全といった地域課題への対応力が弱まっています。安心して暮らせるまちを実現するためには、地域住民同士のつながりを育む取組が不可欠であり、子育て世代や若年層が参加しやすい形での地域活動の見直しや、SNSや地域アプリなどを活用した新たなコミュニケーションの仕組みづくりが求められています。

これらの課題に対応するには、行政と住民、地域団体、事業者が連携し、それぞれの役割を果たしながら持続可能なまちづくりを進めていくことが重要であることから、地域と協働して課題解決に取り組んでいくことが必要です。



第4章 計画の基本目標と重点目標

「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」に規定する基本理念や市民、地域活動団体、事業者及び市の役割、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項に基づき、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進するため、次のとおり本計画の基本目標および重点目標を定めます。

1 基本目標

「安全で安心なまちづくり」は、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進することが必要です。

市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、次のとおり基本目標を定めます。

犯罪と交通事故のない安全に安心して暮らせる恵庭市 ～犯罪、消費者被害及び交通事故の抑止～

2 重点目標

基本目標を達成するため、計画期間における重点目標を次のように設定します。

この計画では、犯罪と交通事故のない地域社会の実現を目指していることから、犯罪発生件数と人身交通事故件数の具体的な減少数値の目標は設定せず、毎年度、警察署が公表する数値実績をもとに、分析・検証することで主要事業・施策に反映させることとしております。

なお、特殊詐欺被害及び交通死亡事故については、それぞれ令和6年度における特殊詐欺被害は2件、交通死亡事故は1件だったことから、これまでの重点目標を継続することとします。

- 犯罪発生件数、人身事故件数を減少
- 特殊詐欺被害、交通死亡事故ゼロ

第5章 それぞれの役割

1 市民の役割

市民は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めます。また、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるとともに、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めます。

2 地域活動団体の役割

地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めます。また、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めます。

【主な団体】

- 恵庭市防犯協会連合会
- 恵庭地区防犯協会
- 島松地区防犯協会
- 恵庭市暴力追放運動推進協議会
- 恵庭市交通安全運動推進委員会
- 恵庭市交通安全指導員会
- 恵庭市交通安全協会
- 恵庭消費者協会

3 事業者等の役割

事業者等は、「安全で安心なまちづくり」について理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めます。併せて、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めます。また、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めます。

4 市の役割

市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するとともに、施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図ります。また、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行います。

第6章 計画の基本施策

1 推進体制の整備

市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備します。また、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施します。

【主な取組】

○実行委員会の開催

- ・安全で安心なまちづくり推進計画の策定
(令和8年度～令和12年度)
- ・安全で安心なまちづくり推進方策（毎年度）の策定
- ・委員間の情報共有と意見交換



恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

2 情報の収集及び提供

市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌、ホームページ、アプリ、SNS等により提供するなど、市民等への広報活動を実施します。また、緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組みます。

また、地域活動団体や市は、関係行政機関と連携した啓発活動を実施します。

【主な取組】

○情報収集及び提供

- ・ホームページ、SNS、公式LINE、防災無線等での情報発信
- ・ながら見守り活動の推進（活動者内容に関する情報発信）

○啓発イベントの開催

- ・青色回転灯によるパトロール及び防犯パレードの実施
- ・歳末地域安全運動の実施
- ・消費生活展の開催
- ・消費者被害防止セミナーの開催
- ・「交通事故抑止市民大会」の開催
- ・春夏秋冬4期40日の交通安全運動セーフティコールの実施
- ・交通事故抑止パトライト作戦
(毎月15日「道民交通安全の日」他隨時)
- ・高等学校と連携した自転車安全運転指導
(恵庭北高等学校・恵庭南高等学校)



青色回転灯によるパトロール及び防犯パレード



夏の暴力追放運動街頭啓発

3 児童等の安全の確保

市は、学校等及び市民等と協働して通学路及び公園等の施設における児童等の安全の確保に努めるとともに、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めます。

【主な取組】

- 関係機関への情報提供
 - ・「不審者情報」の提供
 - ・「防犯・暴追広報車」による市内巡回
- 登下校時、通学路の安全確保
 - ・セーフティハウス 110 番の設置
 - ・通学路の安全点検、情報提供
 - ・交通安全児童指導員、町内会、老人クラブ等による街頭指導
 - ・ながら見守り活動の推進（再掲）
- 自転車安全利用
 - ・自転車用ヘルメット購入費の助成

4 高齢者、障がい者及び外国人の安全の確保

市は、市民等と協働して、高齢者、障がい者及び外国人が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めます。

【主な取組】

- 高齢者に対する安全確保
 - ・町内会における見守り活動
 - ・運転免許証自主返納出張窓口の開設
- 障がい者に対する安全確保
 - ・恵庭市バリアフリー協議会の開催
- 外国人に対する安全確保
 - ・駐輪場等における多言語ポスターの掲示
 - ・ホームページにおける多言語情報発信の拡充



運転免許証自主返納出張窓口

5 消費者被害の防止

市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めます。

【主な取組】

- 特殊詐欺等の防止対策
 - ・特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金の推進

○消費者被害防止対策

- ・消費者被害防止ネットワークの推進
- ・消費生活相談体制の構築
- ・消費生活展の開催（再掲）
- ・出前講座、パネル展の開催（再掲）

6 犯罪被害者等への支援

市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報の提供など必要な支援に努めます。

【主な取組】

○相談体制の整備

- ・千歳・恵庭地区被害者支援連絡協議会への参加

○犯罪被害者等基本法に基づく施策の検討

7 生活環境の整備

市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めます。また、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めます。

【主な取組】

○防犯灯・街路灯

- ・防犯灯新設・移設・廃灯要望調査・設置
- ・防犯灯、街路灯の維持管理



公共空間防犯カメラ

○防犯カメラ

- ・公共空間防犯カメラ設置補助制度の推進

○交通信号機等

- ・交通安全注意喚起看板の設置
- ・信号機、横断歩道、規制標識等に係る設置要望書の提出

○えにわサイクルパーク

- ・えにわサイクルパーク管理棟の整備
- ・パーク内や貸出用自転車の維持・管理



交通安全注意喚起看板



えにわサイクルパーク貸出用自転車

8 安全教育の充実

市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めます。

【主な取組】

○防犯教室

- ・町内会及び老人クラブでの防犯教室

○出前講座、講演会等

- ・出前講座の開催
- ・「交通事故抑止市民大会」の開催（再掲）

○交通安全教室等

- ・交通安全児童指導員による交通安全教室
- ・高等学校と連携した自転車安全運転指導（再掲）
- ・自転車乗車時のヘルメット着用推進強化
- ・自転車シミュレータ及びドライブシミュレータを活用した交通安全教室



自転車シミュレータを利用した交通安全教室



ドライブシミュレータを利用した交通安全教室

9 その他

市は、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項のほか、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するための施策の推進に努めます。

【主な取組】

○寄附の呼びかけ

- ・交通遺児育英事業への取組

○交通安全資機材等の貸出

- ・信号機、交通安全DVD等の貸出



募金箱の設置

第7章 計画の推進

1 実行委員会の運営

この計画を実施するにあたっては、北海道警察や関係団体、公募市民からなる「恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会」において、計画に基づき必要な対策を協議します。

また、実行委員会では、施策に関する意見交換や進捗状況についての評価や検証等を行いながら、計画に基づく施策を総合的に推進していきます。

2 庁内推進体制の整備

この計画を実施するにあたっては、施策を行う府内関係部署が相互に連携を図り、一体となって安全で安心なまちづくりに関する施策を展開していきます。

3 計画の見直し

この計画の期間は5年間としていますが、計画期間の途中でも、犯罪や交通事故の発生状況の変化や市民意識の変化といった社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととし、より効果的かつ効率的な施策を展開していきます。

なお、計画の見直しを行った場合は、市ホームページ等を活用して公表します。

4 計画の進行管理

この計画を推進するため、関係機関、関係団体等と連携・協働して行うべき具体的な取組については、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会において意見交換や取組実績の検証等を行い、単年度ごとの推進方策を作成し実施することで、本計画の進行管理を行います。

□ 資料

恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯及び交通安全の推進による安全で安心なまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）に関し基本理念を定め、市民、地域活動団体、事業者等及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域における安全意識の高揚、自主的な活動の促進及び生活環境の整備を図り、もって市民が安全で安心して暮らし、又は滞在することができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び勤務又は通学する者若しくは滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 市内において自主的に防犯及び交通安全活動を行う市民団体並びに町内会及び自治会をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業活動を行う者及び市内に土地、建築物その他工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 市民等 市民、地域活動団体及び事業者等をいう。
- (5) 関係行政機関 恵庭市を管轄する警察署及びその他の行政機関をいう。
- (6) 学校等 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学及び専門学校をいう。
- (7) 児童等 学校等に通学又は通園する児童、生徒、学生及び幼児をいう。
- (8) 犯罪被害者等 犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、地域の安全は地域で守るという意識のもと、犯罪及び交通事故を未然に防ぎ、安全で安心して暮らすことができる地域社会を築くために、市民等及び市がそれぞれの役割を果たしながら協働して、一体となって推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、日常生活における安全の確保に積極的に努めるとともに、自ら規範意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、自動車及び自転車等（以下「車両」という。）を運転するときは、交通法規を守り、歩行者及び他の車両の通行に注意して安全運転に努めるものとする。
- 4 市民は、徒歩により道路を通行するときは、交通法規を守り、交通事故を発生させないよう努めるものとする。

(地域活動団体の役割)

第5条 地域活動団体は、地域の安全に関する事業に積極的に取り組むとともに、市及び関係行政機関と連携して、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、事業活動においては地域社会の一員として安全の確保に努めるとともに、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に参加及び協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、車両の点検及び整備を実施するとともに、交通法規の遵守を徹底し、安全運転の確保に努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、安全で安心なまちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施することにより、市民等と協働して安全で安心なまちづくりを推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、市民等が行う自主的な活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、必要な事項について協議するための会議を設置するなど、市民等及び関係行政機関と協働して必要な体制を整備するものとする。

2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するにあたっては、推進計画を策定し、市民等及び関係行政機関と協働して実施するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 市は、安全で安心なまちづくりを適切かつ効果的に推進できるよう必要な情報を収集し、その情報を広報誌及びホームページその他これらに類するものにより提供するなど、市民等への広報活動及び啓発活動を実施するものとする。

2 市は、前項の情報のうち緊急を要する情報については、速やかに市民等に周知できるよう、関係行政機関と連携して取り組むものとする。

(児童等の安全の確保)

第10条 市は、学校等及び市民等と協働して、通学路及び公園その他これらに類する施設における児童等の安全の確保に努めるものとする。

2 市は、必要に応じ関係行政機関と連携を図り、児童等の安全の確保に努めるものとする。

(高齢者及び障害者の安全の確保)

第11条 市は、市民等と協働して、高齢者及び障害者が犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全の確保に努めるものとする。

(消費者被害の防止)

第12条 市は、地域活動団体及び関係行政機関と連携して、市民が消費者被害に遭わないよう、必要な啓発活動を実施するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第13条 市は、関係行政機関及び犯罪被害者等を支援する団体と連携して、犯罪被害者等から

の相談に応じるとともに、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

(生活環境の整備)

第14条 市は、犯罪を防止するため、防犯施設の整備に努めるものとする。

2 市は、交通事故を防止するため、交通安全施設の整備に努めるものとする。

(安全教育の充実)

第15条 市は、市民等と協働して、市民が正しい規範意識を持ち、安全な行動を実践し、犯罪及び交通事故に遭わないよう、安全教育の充実に努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例（平成21年条例第27号）第8条第1項の規定に基づき、安全で安心なまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。
- (2) 推進計画に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(委員及び構成)

第3条 実行委員会は、次に掲げる者の中から委員を選出し構成する。

- (1) 関係行政機関に所属する者
- (2) 防犯及び交通安全に関する団体に所属する者
- (3) 地域に関する団体に所属する者
- (4) 事業所に関する団体に所属する者
- (5) 学校教育に関する団体に所属する者
- (6) 公募に応じた者

2 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 実行委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要あると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び旅費等を支給しない。

(庶務)

第8条 実行委員会の庶務は、生活環境部生活環境課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会委員名簿

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

| 役職 | 氏名 | 所属 |
|-----|--------|----------------|
| 会長 | 原田 裕 | 恵庭市 |
| 副会長 | 北林 優 | 恵庭市交通安全運動推進委員会 |
| 委員 | 山谷 博志 | 千歳警察署 |
| 委員 | 出村 憲史 | 千歳警察署 |
| 委員 | 杉若 浩一 | 恵庭市交通安全協会 |
| 委員 | 谷川 徳雄 | 恵庭市防犯協会連合会 |
| 委員 | 久保 義則 | 恵庭市暴力追放運動推進協議会 |
| 委員 | 田中 和枝 | 恵庭消費者協会 |
| 委員 | 茶園 利紀 | 恵庭市町内会連合会 |
| 委員 | 亀石 和代 | 恵庭市老人クラブ連合会 |
| 委員 | 菊池 貞子 | 恵庭市地域女性連絡会 |
| 委員 | 渡邊 真希 | 恵庭商工会議所 |
| 委員 | 奥寺 徳之 | 恵庭市PTA連合会 |
| 委員 | 吉田 かおり | 恵庭市小中学校長会 |
| 委員 | 井上 壮紀 | 恵庭北高等学校 |
| 委員 | 高野 智史 | 恵庭南高等学校 |
| 委員 | 山本 沙織 | 公募 |

恵庭市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民生活及び事業活動に生じた暴力団の不当な影響を排除することをいう。
- (4) 暴力団関係事業者 暴力団が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に対し資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として行わなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体の相互の連携及び協力の下に、社会全体で行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自ら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、暴力団を利用するこことならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共事業等に係る措置)

第7条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）により暴力団を利用するこことならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の当該公共事業等に係る契約に関する契約（次項におい

てこれらを「下請契約等」という。)の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 市は、公共事業等に係る契約の相手方に対し、契約の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当介入行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たり暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当介入行為を受けたことを知ったときは、市への報告、警察に通報する等の必要な措置を講じさせるものとする。

4 市は、公共事業等に係る契約の相手方が前項の規定により当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方に対し、当該契約を解除する等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設に係る措置)

第8条 市は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）が暴力団の活動に利用されないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第9条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の育成に携わる者に対する支援)

第10条 市は、警察その他の関係機関と連携し、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導又は助言が適切に行われるよう、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除に関する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(威力利用の禁止)

第12条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(利益供与の禁止)

第13条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(個人情報の収集及び提供)

第14条 恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第12号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）を収集することができる。

2 前項の実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、

同項の規定により収集した個人情報を必要かつ最小限の範囲内で警察その他の関係機関に提供し、当該個人情報に係る個人が暴力団員であるかどうかの確認をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第13号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

●交通安全確保に関する宣言（昭和37年5月11日）●

最近、交通事情の悪化に伴い事故による死傷者は日夜激増の一途をたどり大きな社会不安を生み出していることは、まことに憂慮に堪えない。

このような事態に対処して、関係当局が事故防止のための必要措置を適切果斷に講ずることを強く要望するものであるが、われわれも明るい郷土恵庭市建設のため、全市民の総力を結集した運動を盛り上げ、交通道徳の高揚と、交通事故の根絶を決意した。

ここに本市は、全市民の積極的な参加を得、一人ひとりの力強い協力により、あらゆる方策と手段を講じて市民の生命と身体の安全を確保することをここに決議し宣言する。

●防犯都市宣言（平成4年9月24日）●

犯罪のない安全で平和な生活を送ることは、市民の願いである。

しかしながら、複雑混迷化する社会情勢の変化に伴い、市民生活を侵害する犯罪は一向に減少する傾向が見られない。

このような情勢にあって21世紀に向けて希望と活力にあふれた恵庭市を築いていくためには、市民が一致協力して犯罪の防止、なかんずく青少年の非行の防止等に努め、平和で明るく住みよい都市の実現を決意し、ここに「防犯都市」を宣言する。

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画

発行年月 令和8年 月

発 行 恵庭市

編 集 恵庭市生活環境部生活環境課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131 FAX 0123-33-3137

URL <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>

Mail seikatsukankyou@city.eniwa.hokkaido.jp